

議会運営委員会

日 時 令和3年3月19日（金） 午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 追加議案について

- 第63～65号議案（人事議案）
- 人権擁護委員候補者の推薦について

2 3月22日の日程等について

(1) 会議順序 午前10時～

予算特別委員会 → 各常任委員会 → （議運事前調整）
議会運営委員会（幹事会） → 会派会議
本会議（午後の予定） （議長記者会見）

(2) 議事日程

- 第1 第1号議案から第45号議案、第47号議案から第49号議案及び
第60号議案から第62号議案（委員長報告～表決）
- 第2 第63号議案から第65号議案（提案理由説明、質疑、表決）
- 第3 議第1号議案から議第3号議案（表決）
- 第4 人権擁護委員候補者の推薦について

(3) 人事議案

- 第63号議案 監査委員の選任について
- 第64号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第65号議案 固定資産評価員の選任について
- 人権擁護委員候補者の推薦について

(4) 議員提案議案

- 議第1号議案 議会基本条例の一部改正について【別紙No.1】
- 議第2号議案 委員会条例の一部改正について【別紙No.2】
- 議第3号議案 会議規則の一部改正について【別紙No.3】

※発議者の決定

【裏面に続く】

(5) 討論通告期限

○3月19日（金）午後4時まで

3 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関する要望書（案）について

【別紙No. 4】

4 6月議会日程について【別紙No. 5】

5 その他

○次回の議会運営委員会 3月22日（月）午前（予定）

議第1号議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成22年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条の2」を「第6条」に、「第6条・第7条」を「第7条・第8条」に、「第8条―第10条の3」を「第9条―第11条の3」に、「第11条・第12条」を「第12条・第13条」に、「第13条―第18条」を「第14条―第20条」に、「第19条―第22条」を「第21条―第24条」に、「第23条・第24条」を「第25条・第26条」に改める。

第3条第5号中「政策」の次に「立案」を加え、「実現」を「提言」に改める。

第5条の2を削る。

第24条を第26条とし、第16条から第23条までを2条ずつ繰り下げる。

第18条の前に次の1条を加える。

（政策研究会）

第17条 議会は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。

2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。

第15条を第16条とし、第6条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(災害時の対応)

第6条 議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。

2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 2 号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項総務文教常任委員会第 3 号中「企画管理部」を「政策企画部」に改め、同項中「環境厚生常任委員会」を「環境市民厚生常任委員会」に改め、同項環境市民厚生常任委員会第 1 号中「環境市民部」を「環境先進都市推進部」に改め、同項環境市民厚生常任委員会中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 市民生活部の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議第3号議案

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には

その名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。ただし、複数の者により請願を行う場合、請願者のうち提出者以外の者は、署名をもって記名押印に代えることができる」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に、次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関する要望書（案）

世界中で拡がりを見せる新型コロナウイルス感染症については、現在、国内においては45万人以上が感染し、今なお、収束の兆しが見えない状況にある。

感染症の拡がり、医療機関を圧迫し、市民生活にも甚大な影響を及ぼしている。また、現在は変異株による拡大も懸念されており、一刻も早く収束させることが求められている。

については、新型コロナウイルス感染症対策の切り札とされているワクチン接種について、亀岡市においても万全の準備を進められているところであるが、市民のさらなる安全・安心を確保するため、亀岡市議会としては、全面的に協力する所存であるとともに、下記のとおり要望する。

記

1 体制整備について

- ・ワクチン接種を希望する方が、漏れなく円滑に接種できるよう体制整備をされたい。

2 接種方法について

- ・ドライブスルー接種が可能か検討されたい。

3 集団接種会場への送迎について

- ・自治会との連携でシャトルバスを効果的に運行されたい。

4 情報提供について

- ・的確な情報を、あらゆる手段を使って確実に届けられたい。
- ・市民に安心感を与えるために、ワクチンの調達状況や接種計画など、客観的な情報を絶えず発信されたい。
- ・市民に安心して接種を受けてもらえるよう、市のコールセンターとともに、府のコールセンターについても周知を図られたい。
- ・市長自ら、的確な情報を定期的にメッセージとして発信されたい。

5 その他

- ・ワクチン接種を希望しない方に不利益が生じないよう、社会的な配慮をされたい。

令和3年3月19日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市議会議長 福井 英昭

総務文教常任委員長 木村 勲

環境厚生常任委員長 平本 英久

産業建設常任委員長 赤坂マリア

令和3年亀岡市議会定例会 6月議会日程（案）

6月議会の期間：19日間

月日	曜日	内 容	備 考
5/28	金	市長・議長議案調整	
29	土		
30	日		
31	月	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
6/1	火		
2	水		
3	木		
4	金		
5	土		
6	日		
7	月	定例会開会 <一般質問通告期限：12:00、請願書提出期限：17:00>	
8	火		
9	水		
10	木		
11	金		
12	土		
13	日		
14	月		
15	火	一般質問、議運 <質疑通告期限：本会議終了時>	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> 一般質問順 1 緑風会 2 共産党 3 公明党 4 新清流会 </div>
16	水	一般質問	
17	木	一般質問（追加議案提案）	
18	金	総務文教常任委員会	
19	土		
20	日		
21	月	環境厚生常任委員会	
22	火	産業建設常任委員会 <意見書等提出期限：委員会終了時>	
23	水	委員会予備日	
24	木	議運 <討論通告期限：16:00>	幹事会、会派会議
25	金	常任委員会、議運、定例会休会	幹事会、会派会議